

## 成年後見制度に係る審判の請求手続等に関する要綱

制定 平成14年5月28日区長決定要綱 第59号  
一部改正 平成16年10月21日区長決定要綱第129号  
一部改正 平成21年3月31日部長決定要綱第227号  
一部改正 平成27年3月19日部長決定要綱第363号

### (目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3および精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2に規定する審判の請求（以下「審判請求」という。）に係る手続等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (審判請求の決定)

第2条 区長は、審判の対象者（以下「本人」という。）に関し、次に掲げる事項を総合的に考察し、審判請求を行うものとする。

- (1) 本人の事理を弁識する能力の程度に関する事。
- (2) 本人の配偶者および四親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否ならびに親族等による本人保護の可能性に関する事。
- (3) 本人または親族等が審判請求を行う見込みに関する事。
- (4) 区または関係機関が行う各種施策の活用による本人に対する支援策の効果に関する事。

2 前項の審判請求に関する決定は、福祉部長が行うものとする。

### (審判請求の手続)

第3条 審判請求に係る申立書の提出および費用の予納等の手続は、本人に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

### (審判請求の費用負担)

第4条 区は、家事審判法（昭和22年法律第152号）第7条において準用する非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第26条の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。

### (審判請求費用の求償)

第5条 審判請求費用に関し、本人または関係人が負担すべき特別の事情があると判断した場合は、区が負担した審判請求費用の求償権を得るため、非訟事件手続法第28条の命令に関する職権発動を促す申立を家庭裁判所に対し行うものとする。

### (補則)

第6条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に福祉部長が定める。

### 付 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

この要綱は、平成16年10月1日から適用する。

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。